

理事長・理事・部長の決裁事項

(独立行政法人日本スポーツ振興センター文書決裁に関する規則の抜粋)

○ 理事長の決裁事項

組織管理その他 一般共通事項	1 センターの業務運営に関する基本方針
	2 中期計画及び年度計画の策定
	3 役員会の運営
	4 センターの組織及び定員に関する基本方針
	5 規則、規程の制定及び改廃
	6 業務運営に関する重要な諮問委員会の設置及び委員の任免
	7 法令等に基づく申請、届出、報告等のうち、特に重要なもの
	8 重要な訴訟に関する対応
	9 センター全体に係る通知、依頼、照会、協議、回答等のうち特に重要なもの
	10 センター全体の広報に関する基本方針及び実施計画の策定
	11 内部監査に関する事項
人事事項	1 役員の人事
	2 役員の報酬及び退職金の支給基準
	3 職員の給与、退職金等の支給基準
	4 役員の出張命令
	5 職員人事の基本方針
	6 職員の採用、退職、分限、服務、表彰、懲戒等
	7 職員人事のうち課長職以上及び特に必要と認められるもの
	8 役員の兼職及び兼業の許可
財務事項	1 予算編成の基本方針
	2 予算、収支計画及び資金計画の作成及び変更
	3 財務諸表等の作成
	4 資本金の変更
	5 重要な財産の取得及び処分に関する事項
	6 独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則(平成15年度規則第13号)第18条第4項に規定する随意契約で、企画競争又は公募を行わないもの手続きに関する事項
	7 特に重要な契約の実施に関する事項
	8 複数年度にまたがる契約の実施に関する事項のうち重要なもの
業務共通事項	1 外部団体との連携に関する事項のうち特に重要なもの(共催、後援等を含む。)
	2 新たなサービスの導入のうち特に重要なもの
	3 事業及び事務に係る基幹的なシステムの導入及び変更の決定
	4 受託事業の応募に関する事項
	5 その他センターの業務運営に関する事項で特に必要なもの

○ 理事の決裁事項

総務部及び財務部を担当する理事	
組織管理その他 一般共通事項	1 所掌業務に係る計画に関すること
	2 細則等の制定及び改廃
	3 委員会(重要な諮問委員会を除く。)の設置及び委員の任免
	4 法令等に基づく申請、届出、報告等のうち、重要なもの
	5 訴訟に関する対応
	6 センター全体に係る通知、依頼、照会、協議、回答等のうち重要なもの
	7 文書、情報管理及び情報公開に関する事項で重要なもの
	8 事業の広告宣伝及び広報に関する実施計画の策定
人事事項	1 職員(部長職以上)の出張命令
	2 職員の研修計画
	3 非常勤職員の任免
	4 職員人事(理事長決裁事項を除く。)
	5 職員(研究員を除く。)の兼業の許可
	6 職員の休職、育児及び介護に係る休業等並びに病気休暇の承認
	7 職員(部長職以上)の休暇の承認(育児及び介護に係る休業等並びに病気休暇を除く。)
財務事項	1 会計検査に関する重要事項
	2 固定資産の取得及び処分に関する事項
	3 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる契約及びその他の予定価格が5,000万円を超える契約の手続に関する事項
	4 重要な契約の実施に関する事項
	5 複数年度にまたがる契約の実施に関する事項
業務共通事項	1 外部団体との連携に関する事項のうち重要なもの(共催、後援等を含む。)
	2 新たなサービスの導入のうち重要なもの
	3 その他業務運営に関する事項で重要なもの
業務担当理事	
組織管理その他 一般共通事項	1 所掌業務に係る計画に関すること
	2 細則等の制定及び改廃
	3 委員会(重要な諮問委員会を除く。)の設置及び委員の任免
	4 法令等に基づく申請、届出、報告等のうち、重要なもの
	5 業務に係る通知、依頼、照会、協議、回答等のうち重要なもの
	6 事業の広告宣伝及び広報に関する実施計画の策定
人事事項	1 職員(部長職以上)の出張命令
	2 職員(部長職以上)の休暇の承認(育児及び介護に係る休業等並びに病気休暇並びに本部長、ハイパフォーマンスセンター長及びセンター長が決裁する職員の休暇を除く。)
財務事項	1 重要な契約の実施に関する事項
	2 複数年度にまたがる契約の実施に関する事項
業務共通事項	1 外部団体との連携に関する事項のうち重要なもの(共催、後援等を含む。)
	2 新たなサービスの導入のうち重要なもの
	3 その他業務運営に関する事項で重要なもの

○ 部長の決裁事項

組織管理その他 一般共通事項	1 センターの業務運営の基本方針等に基づく業務の実施に関する事
	2 業務に係る通知、依頼、照会、協議、回答等に関する事
	3 職員の職務の分担その他勤務の命令に関する事
業務共通事項	1 外部団体との連携に関する事項(共催、後援等を含む。)
人事事項	1 役職員の報酬、給与、退職金等の支給手続に関する事(総務部長に限る。)
	2 職員の出張命令
	3 人事に係る諸手続に関する事(総務部長に限る。)
	4 社会保険及び労働保険に係る諸手続に関する事(総務部長に限る。)
	5 各種委員会等委員の発令に関する事(総務部長に限る。)
	6 職員(課長職以上)の休暇の承認(育児及び介護に係る休業等並びに病気休暇を除く。)
財務事項	1 予定価格が5,000万円を超えない契約(政府調達協定の対象となる契約を除く。)に関する事項。ただし、会計規則第18条第4項に規定する随意契約にあつては、企画競争又は公募を行わないものを除く。(財務部長に限る。)
	2 会計規則第18条第5項に基づき、予定価格が少額である場合の随意契約の手続に関する事項(西が丘管理部長、国立登山研修所長及び支所長に限る。)